



札幌市受託事業所高齢者総合相談窓口

札幌市南区第2地域包括支援センターからのお知らせ

令和4年 秋号

発行日：令和4年10月1日

住所：南区川沿14条2丁目1-36

電話：572-6110



ある日 突然 家族に介護が必要になったときは……
～「介護離職」など過剰な介護負担を防ぐために～

南区の高齢化率は市内で最も高く、今年の4月で35.8%と3人に1人以上が高齢者です。すでに「超高齢社会」といわれていますが、今後も高齢化がさらに進むことに伴い、介護を必要とされる方々が増え、「家族介護者」も増加していきます。

突然、介護に直面したときに、その後の生活に不安を感じる方もいると思います。介護は、家族だけで支えるのが困難なこともありますので、相談機関を活用して必要な情報を収集するなど、抱え込まずに上手に制度を利用していきましょう。

知っておきたい介護保険制度・高齢者の相談窓口

【事例】

Aさんの母親Bさん(76歳)は、近所に友だちも多く、趣味活動を楽しみながら1人で自立した生活を送っていましたが、ある日、自宅で倒れ、救急車で搬送され、**脳梗塞の診断**を受けました。

手足に麻痺が残り、室内でも転倒の危険性があるため、入浴等1人での生活が困難となりました。

Bさんは、今まで通り1人暮らしを続けたいと希望していますが、Aさんは市内に住んではいないもの子育て中で、日中は仕事もあるため必要な介護を行うことは困難です。

今まで介護や医療とは無縁だったBさん親子は、**どうしたら良いのか分からず不安**になってしまいました。

「こんなとき、
地域包括支援センターにご相談下さい」

Aさんは病院の紹介で**地域包括支援センター**に相談しました。

保健師などセンターの専門職員が自宅を訪問、Bさんの病状や生活状況、課題を確認し、Bさん親子の**不安や疑問**に応じた**解決策**と一緒に考え、介護保険の利用のため、包括職員が要介護認定の申請手続きを代行しました。

認定を受けた後は、家事を支援するヘルパーやデイサービスでのリハビリ・入浴を利用するとともに、休日にはAさんが様子を見に行き、買物支援を行うなどで、Bさんは**住み慣れた自宅での生活を継続**することが出来ました。

介護サービス利用までの流れ

①要介護認定の申請

介護保険サービスを利用するためには**要介護認定の申請**が必要です
包括支援センターで代行申請も可能です

②認定調査・ 主治医意見書

区から**認定調査員**が自宅を訪問して状態を確認し、主治医に意見書の作成を依頼します

③審査判定・認定

調査結果と主治医意見書をもとに、**介護認定審査会**が**介護度の判定**を行います
認定結果が郵送で自宅に通知されます

④ケアプラン作成

必要な介護サービスを利用するための**ケアプラン（介護サービス計画書）**を作成します

⑤サービスの 利用開始

ケアプランに基づき、様々なサービスの利用について**ケアマネジャー**がお手伝いします

